居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、平成28年3月分から平成30年3月分までの避難先での家賃及び共益費が全額賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

ア 家賃 (期間 平成28年3月1日から平成30年3月31日まで) イ 共益費 (期間 平成28年3月1日から平成30年3月31日まで) 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、合計金23万8700円の支払義務があることを認める。

【内訳】

ア家賃

金21万3700円

イ 共益費

金2万5000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成31年1月28日

(仲介委員 上妻英一郎)